

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 静岡厚生会（以下「この法人」という。）の定款第8条第3項及び第24条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部委員とは、定款第6条第2項で規定する評議員選任・解任委員会の外部委員をいう。
- (2) 役員とは、定款第18条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 顧問及び相談役とは、定款第27条に基づき置かれる者をいう。
- (7) 運営協議会及び委員会の委員とは、定款第36条に基づき置かれる者をいう。
- (8) 報酬等とは、社会福祉法45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。ただし、報酬等は、本会の役員としての職務遂行の対価に限られ、本会の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。
- (9) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (10) 役員及び評議員等とは、外部委員、評議員、役員、顧問、相談役運営協議会及び委員会の委員をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とし、原則として12等分した額を毎月支払うものとする。ただし、本人申し出により決定した年間報酬額の範囲内でその一部を賞与として受取ることができる。
- 3 非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 4 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 5 外部委員、顧問、相談役、運営協議会委員及び委員会委員の報酬等の支給額並びに支給方法は、評議員に準ずるものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員に、本会職員として兼務し支給される職員給与に加え、常勤役員の報酬を支給する。

- 2 前項の報酬額は年額とし、別表第1「常勤役員の報酬年額」以内とし、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 3 非常勤役員に対する報酬は別表2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 4 役員には、役員等の見舞金等に関する規程に基づき、慰労金及び見舞金並びに弔慰金を支給することができる。
- 5 前号において、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 6 役員の役員報酬は、原則として毎年、定時評議員会の開催時期に見直しを行う。改定ある場合の新報酬の適用は、その翌月支給分からとする。
- 7 各評議員の報酬等は、定款第8条に定める金額の範囲内において別表第3に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、会議出席等の用務において必要の都度、支払うものとする。但し、常勤役員については、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、職員の給与の例により賃金及び賞与に準じ所定の日を支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員等に、その通勤の実態に応じて実費相当額内で、通勤費を支給することができる。但し、常勤役員については、職員給与規程を準用して支給する。

(費用)

第8条 役員及び評議員等に、この法人は、その職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用のうち旅費等については、役員等旅費に関する規程により支給することができる。但し、これを支給する場合には、別表第2で定める非常勤役員の報酬との重複支給はしないものとする。

3 前項において、常勤役員については職員等旅費規程を準用することとする。

(慶弔見舞等)

第8条 役員及び評議員等に、慶弔見舞金等を支給することができる。

2 慶弔見舞金等については、役員等の見舞金等に関する規程により支給する。ただし、同規程3条で規定する慰労金については、本規程第3条第1項で規定する報酬とする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号で定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程の施行により、平成22年7月1日施行の常勤役員報酬規程は廃止する。

別表第1 常勤役員の報酬（当法人職員を兼務し職員給与を支給している常勤役員の報酬）

- | | | |
|--------|------|---------|
| ・ 専務理事 | 報酬年額 | 210万円以内 |
| ・ 常務理事 | 報酬年額 | 150万円以内 |
| ・ 理事 | 報酬年額 | 80万円以内 |

別表第2 非常勤役員の報酬

- ・ 法人運営及び業務執行等に関する出務

1人 一律5,158円/日

別表第3 評議員の報酬

（第3条第5項 外部委員、顧問、相談役、運営協議会委員及び委員会委員の報酬）

- ・ 法人運営及び業務執行等に関する用務

1人 一律5,158円/日